

佐賀県告示第 465 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定により、平成 29 年 7 月 1 日、次の知事指定薬物の指定は失効する。

平成 29 年 6 月 30 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 2 - (メチルアミノ) - 2 - フェニルシクロヘキサン - 1 - オン（通称名：Deschloroketamine、DXE、DCK）及びその塩類
- (2) 化学名 1 - (4 - クロロフェニル) - N - メチルプロパン - 2 - アミン（通称名：4-CMA、p-CMA）及びその塩類
- (3) 化学名 1 - (4 - シアノブチル) - N - (2 - フェニルプロパン - 2 - イル) - 1 H - インダゾール - 3 - カルボキサミド（通称名：CUMYL-4CN-BINACA）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第 2 条第 6 号に掲げる薬物に該当するに至ったため

3 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。